

国海環第 102 号

令和 7 年 9 月 3 日

別紙関係団体 担当理事等 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

河合 崇

(公印省略)

昭和 58 年 9 月 30 日付け舶査第 616 号「海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令第 2 条及び第 3 条に基づく特殊な設備の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について(依命通達)」の一部改正について

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第 2 条及び第 3 条の規定の運用については、昭和 58 年 9 月 30 日付け舶査第 616 号「海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令第 2 条及び第 3 条に基づく特殊な設備の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について(依命通達)」(最終改正令和 6 年 7 月 12 日付け国海環第 27 号)により国土交通大臣が指示しているところですが、今般、廃油処理バージの実態に鑑み、廃油処理バージに要求される設備上の要件の見直しを行い、標記通達の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了解頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第2条及び第3条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）

（昭和58年9月30日付け舶査第616号、最終改正令和6年7月12日付け国海環第27号）

（改正箇所は二重棒線）

改正後	現行	備考
I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「令」という。）第2条に基づく特殊な設備又は貨物艙1～4（略） <u>5</u> 専ら廃油を積載するバージであって、積載する廃油に含まれる油分の最大量が200 m³未満であるものについては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）第2条に基づき、タンカー以外の船舶（海洋汚染等防止法検査心得 I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 1. 2（d）に掲げるノンタンカーをいう。）と同等のものとして、取り扱われる。この場合において、廃油に含まれる油分量が200 m³を超えないことを、船舶所有者が確約した書面を提出させるとともに、必要に応じて立入り検査を行い、油記録簿等関係書類を確認する。	I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「令」という。）第2条に基づく特殊な設備又は貨物艙1～4（略） （新設）	